

和気鵜飼谷温泉省エネ改修及び太陽光発電設備等導入工事
公募型プロポーザル実施要領

令和7年6月

和気町生活環境課

1 事業名

和気鶴飼谷温泉省エネ改修及び太陽光発電設備等導入工事

2 事業内容等

本事業に係る事業内容等については、別紙「和気鶴飼谷温泉省エネ改修及び太陽光発電設備等導入工事仕様書（以下「仕様書」という。）」を最低基準とし、同等もしくはそれ以上の内容とする。

3 選定方法

公募型プロポーザル方式 選定委員において審査を行い、最高点となった事業者1者を受注候補者として選定する。

4 参加資格要件

本事業に係る公募型プロポーザルの参加資格を有する者は、単体企業又は共同企業体(JV)とし、次の要件をすべて満たす者とする。

【単体企業の場合】

- (1) 日本国内で法人登記をしている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者
 - ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められ

るとき。

- (6) 適切な進捗管理を行うことができる十分な体制を確保すること。
 - (7) 国税、本店所在地の都道府県税及び市町村税に未納がないこと。
 - (8) 本事業に係るプロポーザル募集開始の日から契約締結日までのいずれの日においても、和気町の指名停止等の処置を受けていないこと。
 - (9) 平成27年度から令和6年度までに、国もしくは他の自治体において本事業と同種の工事实績を有していること。なお、省エネ改修と太陽光発電設備等導入工事については異なる時期での工事实績でも可とするが、それぞれの工事实績のうち、省エネ改修の場合は延床面積5,000㎡以上の施設の新築工事もしくは省エネ改修工事、太陽光発電設備等導入工事の場合は設備容量100kW以上の太陽光発電設備の導入工事实績をそれぞれ1件以上有すること。
 - (10) 地域経済の活性化を図るため、施工の際は町内業者の優先的な採用に努めること。
- ※(1)～(8)及び(10)は単体企業体、共同企業体(JV)共通事項

【共同企業体(JV)の場合】

- (1) 構成員の全てが、【単体企業の場合】の(1)～(8)に掲げる要件を全て満たしていること。かつ、構成員のうち1者は(9)の要件を満たしていること。なお、省エネ改修と太陽光発電設備等導入工事については、それぞれ異なる構成員の導入実績の場合でも可とする。
- (2) 構成員は、共同企業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。
- (3) 代表者とならない構成員は、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
- (4) 提案参加申込時に共同企業体の構成員の組織体制及び業務分担等が詳細かつ明確に記載された書類を提出すること。
- (5) 共同企業体の構成員が、単体企業又は他の共同企業体の構成員として、本件公募型プロポーザルに参加していないこと。
- (6) 代表者及び構成員を変更することはできない。ただし、構成員に限り、やむを得ない事情があると本町が認めた場合は、変更できるものとする。

※参加者は、候補者特定までの間に、前各項に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

5 公募スケジュール

公募に係るスケジュールについては下記のとおりとする。

項目	日程	備考
公表開始	令和7年6月13日(金)	ホームページにて、参加業者の募集開始する。
質問受付期限	令和7年6月19日(木) 10時00分まで	質問の受付は電子メールのみとする。
質問回答	令和7年6月23日(月)	町ホームページにおいて質問及び回答を公表する。
参加申込書 及び企画提案書提出期限	令和7年7月2日(水) 17時00分まで	参加希望者から提出のあった申込書の内容を確認する。
参加申込結果 または一次審査結果通知	令和7年7月11日(金)	参加希望者に申込書審査結果を通知する。 参加希望者が3者を超えた場合、提出された企画提案書等による1次審査を行い、プレゼンテーション実施事業者を3者程度とする。
プレゼンテーション (二次審査)	令和7年7月18日(金)	午後予定
仮契約	令和7年7月28日(月)頃予定	本契約については、和気町議会の議決を得た後に、町が指定する日に締結する

6 提案参加申込みの手続き

(1) 募集期間

令和7年6月13日（金）から令和7年7月2日（水）17時00分まで

(2) 申込方法

提出書類を別記担当部署に持参又は郵送すること。持参の場合は、閉庁日を除く8時30分から17時00分までとする。郵送の場合は、上記期間内必着とし、簡易書留に限る。

(3) 提出書類

対象	No.	提出書類	提出部数	備考
【共通】	①	参加表明書兼誓約書	1部	様式第1号
	②	委任状	1部	様式第4号 ※支店等を代理人とする場合。
	③	会社概要	1部	※任意様式 会社名、従業員数、事業内容、実施工事分野等が記載されたパンフレット等の資料で代替可。 ※共同企業体の場合、構成員のものについても提出すること。
	④	企画提案書	1部	※任意様式 A4版 20ページ以内 (表紙、目次はページ数に含まない。)
	⑤	工事实績	1部	※任意様式 参加資格要件(9)における工事实績を必ず記載すること。
	⑥	見積書	1部	※任意様式 A4版 仕様書で示す事業費の上限(消費税込み)以内で、見積金額(消費税込み)を記載すること。
	⑦	法人登記簿謄本	1部	法務局で発行する法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(提出3か月以内に発行されたもの) ※共同企業体の場合、構成員のものについても提出すること。
	⑧	決算書又は財務諸表	1部	直近事業年度の貸借対照表、損益計算書 ※共同企業体の場合、構成員のものについて

				も提出すること。
	⑨	未納がないことを証明する書類	各 1 部	直近の国税（所得税、消費税及び地方消費税）、本店所在地の都道府県税（法人都道府県民税、事業税及び不動産取得税）及び市区町村税（法人市町民税、固定資産税及び都市計画税）の納税証明書等を提出すること。 ※共同企業体の場合、構成員のものについても提出すること。
	⑩	経営規模等評価結果通知書	1 部	最新の経営規模等評価結果通知書を提出すること。 ※共同企業体の場合、構成員のものについても提出すること。
【共同企業体の場合】	⑪	共同企業体概要書	1 部	様式第 5 号
	⑫	共同企業体結成協定書兼委任状	1 部	様式第 6 号
	⑬	共同企業体結成協定書等の写し	1 部	※任意様式 ⑪の他に協定書がある場合。
	⑭	連絡先一覧	1 部	※任意様式
	⑮	組織体制及び業務分担等を示す書類	1 部	※任意様式

※上記書類の PDF データを保存した電子媒体（CD-R 等）を 1 部提出すること。

（４）参加資格審査結果・一次審査結果の通知

参加資格審査結果または一次審査結果の通知は、令和 7 年 7 月 11 日（金）に、提案参加申込書に記載の電子メールアドレスへ電子メールにて通知する。

7 質問の受付及び回答

（１）質問書の提出

質問は、質問書（様式第 8 号）に記入の上、別記担当部署へ電子メールで提出すること。

また、電子メールの件名の先頭には、「和気鵜飼谷温泉省エネ改修及び太陽光発電設備等導入工事に関する質問」と必ず記載すること。なお、電話での質問は一切受け付けない。

（２）質問書の受付期間

令和 7 年 6 月 13 日（金）から令和 7 年 6 月 19 日（木）10 時 00 分まで

（３）質問に対する回答

令和 7 年 6 月 23 日（月）までに質問内容及び回答の全てを町ホームページにて公表す

る。

8 参加申込みの辞退

(1) 辞退届の提出

提案参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第9号）を令和7年7月9日（水）17時00分までに提出すること。

(2) 提出方法

辞退届を別記担当部署に持参又は郵送すること。持参の場合は、閉庁日を除く8時30分から17時00分までとする。郵送の場合は、上記期限必着とし、簡易書留に限る。

9 企画提案書等

(1) 提案内容

仕様書により企画提案書を作成すること。

(2) 企画提案書の様式等

① 企画提案書※任意様式 A4版 20ページ以内（表紙、目次はページ数に含まない。）

ア 仕様書に掲げる工事内容を基に、具体的な提案をすること。

イ 工事の実施手順及び実施体制、工事スケジュールを記載すること。

② 過去の工事実績※任意様式

③ 見積書※A4版 任意様式

ア 仕様書で示す事業費の上限（消費税込み）以内で、見積金額（消費税込み）を記載すること。

(3) 提出方法

企画提案書等を別記担当部署に持参又は郵送すること。持参の場合は、閉庁日を除く8時30分から17時00分までとする。郵送の場合は、下記期間内必着とし、簡易書留に限る。

11 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

① 審査は、選定委員によって提案参加者からの提出書類及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて実施する。

② 参加者が3者を超える場合は、提出書類のみによる審査（一次審査）を行い、上位と評価された3者程度の参加者によるプレゼンテーション審査（二次審査）を行う。

なお、参加者が3者以下であった場合は、一次審査は行わないものとする。

③ 審査項目は、別紙1のとおりとする。

- ④ 審査によって設定された基準を満たし、最高得点を獲得した事業者1者を受注候補者とする。
 - ⑤ 審査の合計得点が、審査基準点の合計値の7割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない場合は選定の対象としない。
 - ⑥ 提案者のうち受注候補者として選定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に、書面により非選定理由について説明を求めることができる。
 - ⑦ 個別の審査結果については非公表とし、審査結果に対する異議申立ては認めない。
- (2) 審査結果の通知
- 審査結果は、提案参加者全員に対し電子メールにて通知する。

12 プレゼンテーションの実施

- (1) プレゼンテーションの内容
- 企画提案書についてプレゼンテーションを行う。
- (2) 予定日時・場所
- 令和7年7月18日（金）午後
和気町役場3階 第1会議室
- プレゼンテーションの時間等の詳細は、後日、参加者ごとに通知するものとする。
- (3) プレゼンテーションの実施方法
- ① プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。
 - ② プレゼンテーションの時間は、企画提案書の説明を25分以内、その後の質疑応答を15分程度とする。
 - ③ 説明者は1者あたり3名までとする。
 - ④ プレゼンテーションで使用するプロジェクター、スクリーン、延長コード及び電源は事務局で用意する。それ以外の機器（パソコン、接続ケーブル等）は、プレゼンテーションを行う者が用意すること。なお、機器を持ち込む際はプレゼンテーション実施日の前日までに事務局に連絡すること。
 - ⑤ 当日の資料追加は認めない。
 - ⑥ プレゼンテーションは非公開とする。

13 契約の成立

- (1) 受注候補者決定後、町と受注候補者にて協議、見積合わせを行い、仮契約を締結します。
- (2) 協議、見積りに合意できなければ、次点の提案者と協議、見積り合わせを行い、仮契約を締結します。
- (3) 本事業の本契約は、和気町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年和気町条例第49号）第2条の規定に基づき、和気町議会の議決を得た後に、町が指定する日に締結するものとします。

14 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、和気町情報公開条例に基づき、公開することがある。ただし、提案事業者の正当な利益を害するおそれがある部分等については、非公開とする。
- (3) 提出書類の作成・提出、プレゼンテーション等に係る費用は提案参加者の負担とする。
- (4) 提案参加申込書及び企画提案書等の提出は、1 事業者につき 1 件とする。
- (5) 提案参加者が 1 者の場合でも、本プロポーザルは成立する。
- (6) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合は、失格とする。
- (7) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (8) 提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。
- (9) 事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルは中止、延期又は開催方法を変更する。この場合において、本プロポーザルの参加者に対して損害が生ずることがあっても町はその責を負わない。
- (10) 本事業は「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業補助金」の活用を予定しており、工事の実施にあたっては補助事業の要件に沿ったものとする。

15 問い合わせ先及び企画提案書等の提出先

和気町役場民生福祉部生活環境課 担当 實末

〒709-0495 岡山県和気郡和気町尺所 555

TEL 0869-92-4100／FAX 0869-92-0121／E-mail kankyo@town.wake.lg.jp

【別紙１】審査項目

審 査 項 目	配点	
	一次 審査	二次 審査
①工事の実施体制に関する項目		
・本事業実施に必要な人員体制・配置・資格を有しており、発注者からの連絡に対し、早急な対応が取れるような体制となっているか。	１０	１０
②事業の内容に関する項目		
・企画内容全体が本事業の内容に沿っているか。	１０	１０
・事業の実施方法に工夫が見られるか。	１０	１０
・本町に有益となる提案があるか。	１５	１５
③工事实績に関する項目		
・本事業を遂行できるだけの経験と実績を有しているか。	１５	１５
④スケジュールに関する項目		
・合理的な実施方針やスケジュールとなっているか。	１５	１５
⑤地域経済の活性化に関する取組		
・町内業者を採用する具体的な方針はあるか。	１０	１０
⑥プレゼンテーションに関する評価		
・説明は理解しやすく、簡潔、明瞭な表現であるか。		１０
・本事業に対する取組意欲が高く、熱意が感じられ、採用したいと思わせるプレゼンテーションであるか。		１０
⑦価格に関する項目		
・見積額 １５点×（最低見積額／提出見積額） ※小数点以下切捨	１５	１５
合計	１００	１２０